一般社団法人愛知医科大学同窓会(愛橘会)個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知医科大学同窓会(以下「本会」と称する。)が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、利用及び管理を図り、もって本会における個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 個人 現在又は過去において、本会の業務遂行に係わりがあり、又は係わりがあったすべての者をいう。
 - 二 個人情報 生存する個人に関する情報で、本会が業務上取得又は作成した次に掲げるものをいう。
 - ア 個人が識別又は識別され得る氏名、年齢、生年月日、顔写真、住所、経歴等個人に属 するすべての情報
 - イ 前項の個人に属する情報の一部又は全部が識別されるもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク等の各種媒体に記録されたすべての情報
 - 三 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをい う。
 - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的 に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有 するもの
 - 四 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 - 五 保有個人データ 本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第 三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるも の以外のものをいう。
 - ア 当該個人データの在否が明らかになることにより、個人情報提供者本人(以下「本人」 という。)又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - イ 当該個人データの在否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又 は誘発するおそれがあるもの
 - ウ 当該個人データの在否が明らかになることにより、本会及び関連機関の信頼関係が損なわれるおそれ又は不利益を被るおそれがあるもの

(青務)

- 第3条 本会は、個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 本会の業務遂行に係わる全ての者は、職務上知り得た個人情報を漏洩又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(組織)

- 第4条 本会に個人情報管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- 2 本会は、本規程の目的を達するため、個人情報管理者(以下「管理者」という。)を置き、 理事長が指名する副理事長をもって充てる。
- 3 管理者は、個人情報の取得、利用及び管理並びに本人からの開示、訂正等の請求に関し、

本規程の定めに基づき適切に処理しなければならない。

4 管理者は、個人情報を取扱うこととなる者に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報保護の確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努めなければならない。

(利用目的の特定)

- 第5条 個人情報は、当該個人情報の利用目的を本会の諸業務の遂行に必要な範囲内に限定し 取り扱わなければならない。
- 2 管理者は、個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を 有すると合理的に認められる範囲内に限定しなければならない。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、この限りではない。
 - 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令に基づくとき。
 - 三 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難な とき。
 - 四 国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(情報の取得)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。

(利用目的の通知等)

- 第7条 管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合 を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書等に記録された当該本人の個人情報を取得する場合又はその他本人から直接書面等に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合は、この限りではない。
- 3 管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又 は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 二 本会の権利又は正当な益を害するおそれがあるとき。
 - 三 国又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある 場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正管理)

- 第8条 管理者は、個人情報の保護と正確性を維持するため、次に掲げる必要な措置を講じなければならない。
 - 一 個人情報の漏洩、滅失、毀損その他の事故防止
 - 二 個人情報を記録した媒体の漏洩、滅失、毀損その他の事故防止
 - 三 個人データに対するアクセス管理及びアクセス記録の保存
 - 四 個人情報の正確性及び最新性の維持
 - 五 個人情報の保管期間の設定
 - 六 不要となった個人情報の廃棄及び廃棄記録の作成
 - 七 作業責任者の設置及び作業担当者の限定

- 八 個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合の、委託先事業者に対する必要かつ適正な監督
- 九 個人情報に関する事故等における個人情報管理責任者への報告
- 十 その他個人情報の保護のために必要な適正措置

(業務委託)

- 第9条 管理者は、個人情報の取扱いを含む業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するものとし、 当該契約において、次に掲げる個人情報の適正な取扱いについて業務委託先が講ずべき措置 を明らかにしなければならない。
 - 一 提供データ等による個人情報の漏洩の禁止
 - 二 委託契約期間
 - 三 提供データに対するアクセス管理及びアクセス記録の保存
 - 四 委託業務終了後の提供データ等の返還又は委託先における確実な廃棄及び廃棄記録の 作成
 - 五 提供データ等の加工・改ざんの禁止
 - 六 第三者への公表、開示及び漏洩の禁止
 - 七 提供データ資料の複写・複製の禁止又は制限
 - 八 当該個人データの取扱いの再委託を行う場合の文書報告
 - 九 漏洩事故等の発生時における委託元への報告義務及び委託先の責任
 - 十 その他個人情報の適正な取扱いのために必要な措置

(第三者提供)

- 第10条 管理者は、第5条第2項各号に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 2 管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人データを第三者に提供することができる。
 - 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 管理者は、前項第2号又は第3号の事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の範囲の適 用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき。
 - 二 他の個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人データが提供されると き。
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して 利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当 該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人 に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 管理者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的及び当該個人データの管理につい

て責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(公表)

- 第11条 管理者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。
 - 一 本会の名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
 - 三 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等の要求に応じる手続
 - 四 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 利用目的が明らかなとき。
 - 二 第7条第4項第1号から第3号までに該当するとき。
- 3 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨を決 定したときは、本人に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

(開示)

- 第12条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、当該開示請求に必要な事項を記した文書を当該管理者あてに提出させることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 二 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 三 法令に違反することとなるとき。
- 2 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を文書により通知しなければならない。 (訂正等)
- 第13条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、速やかに調査の上、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について 訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を 文書により通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第14条 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 2 管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第10条第1項の規定に違反

して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の 停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、 当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者への提供 の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本 人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではな い。

3 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

(理由の説明)

第15条 管理者は、第11条第3項、第12条第2項、第13条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続き)

- 第16条 管理者は、第11条第2項、第12条第1項、第13条第1項又は第14条第1項若しくは第 2項の規定による求めについて、当該請求に必要な事項を明記した文書を提出させなければ ならない。
- 2 管理者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定する に足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、管理者は、本人が容易かつ 的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提 供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、又は開示等の求めをすること につき本人が委任した代理人によってすることができる。

(苦情の処理)

第17条 管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うために必要な 体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護の取扱い及びこの規程の運用に必要な 事項は理事長が定める。

(規程の改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、平成27年1月24日から施行する。